

# 西海市建設工事総合評価入札高度技術提案型実施要領

平成 21 年 9 月 16 日西海市告示第 59 号

最終改正 平成 23 年 5 月 27 日西海市告示第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の規定に基づき、公共工事の品質を確保することを目的とする総合評価落札方式による入札（以下「総合評価入札」という。）の内、高度技術提案型について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第 2 条 この告示で入札を実施する工事は、技術的な工夫の余地が大きく、構造物の品質向上を図るため設計及び施工を一括して技術提案する工事を対象とする。この場合において、総合評価の方法は、工事目的物自体の提案の他、耐久性、維持管理性、環境への寄与、景観との調和等の観点から高度の技術提案を求め、価格との比較により行うものとする。

(入札の執行方法)

第 3 条 市長は、総合評価入札を執行しようとするときは、第 7 条の規定による意見聴取を行った後に、西海市建設工事指名審査委員会規程（平成 17 年西海市告示第 92 号。以下「指名審査委員会」という。）第 4 条の規定により、入札参加者を制限する範囲を決め、一般競争入札の執行を決定し、公告（様式第 1 号）により募集するものとする。

2 前項の入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、総合評価入札参加届出書（高度技術提案型）（様式第 2 号）により市長に届出を行うものとする。この場合において、市長は、資格審査の結果、要件を満たさないと決定したときは、総合評価入札参加不決定通知書（高度技術提案型）（様式第 3 号）によりその旨を通知するものとする。

3 市長は、前項の資格審査により入札に参加する資格要件を満たす者が決定したときは、総合評価入札参加決定通知書（高度技術提案型）（様式第 4 号）により入札参加者に通知するものとする。

4 入札参加者は、前項の通知を受けたときは、技術提案報告書（様式第 5 号）に技術提案書及び参考見積書を添付し、期限までに提出するものとする。

5 市長は、入札参加者から前項の技術提案報告書の提出があったときは、別表の落札決定基準により審査を行うものとする。この場合において、市長は、技術提案報告書の内容に重大な不整合があり、改善の見込みがないと判断するときは、総合評価入札参加不決定通知書（技術提案書）（様式第 6 号）によりその旨を通知するものとする。

6 市長は、審査を取りまとめたときは、第 7 条の意見聴取を行い、入札参加者の配点をし尿処理施設技術提案書配点表（高度技術提案型）（様式第 7 号）により決定するものとする。

7 市長は、前項の決定を行ったときは、総合評価入札執行通知書（高度技術提案型）（様式第 8 号）により、入札参加者に通知するものとする。

8 入札参加者は、前項の総合評価入札執行通知書を受けたときは、指定期日に入札に参

加し、入札書を入れると同時に入札金額と同額の内訳が記載された工事費内訳書を提出するものとする。

9 入札結果については、総合評価入札結果表（高度技術提案型）（様式第9号）に記録し市長に報告するものとする。

（落札決定基準）

第4条 落札決定基準は、別表によるものとする。

（予定価格等）

第5条 予定価格は、西海市契約規則（平成17年西海市規則第55号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき決定する。この場合において、最低制限価格は設けないこととし、低入札調査基準価格を設けるものとする。

2 低入札調査基準価格は、西海市建設工事低入札価格調査制度要綱（平成17年西海市訓令第47号。以下「低入札調査要綱」という。）第3条の規定に基づき設定する。この場合において、低入札調査判断基準価格は、設けないものとする。

（落札決定）

第6条 入札の回数は、3回とする。

2 落札決定は、予定価格の範囲内で、第4条の落札決定基準により審査を行い、総合点数が高い者を落札者として決定するものとする。この場合において、投函された入札書が予定価格の範囲内にはないときは、西海市建設工事入札制度要綱（平成17年西海市規則第93号）第8条第3項に定めるところによる。

3 前項の入札において、総合点数が同じ数値となった場合は、入札金額が低い者を落札者として決定するものとする。この場合において、入札金額が同額の場合は、抽選により決定するものとする。

4 前2項の場合において、落札者となりえる入札参加者の入札価格が前条の低入札調査基準価格を下回り、低入札調査対象者があったときは、落札決定を一時保留し、低入札調査要綱第6条の規定に基づき、調査を実施するものとし、工事の施工に支障が無いと判断するとき、落札を決定するものとする。この場合において、工事の施工に支障があると判断するとき、次点の者を落札者として決定できるものとし、次点者が低入札調査対象者であるときは、調査を実施の上、落札者として決定するものとする。

5 落札決定後は、速やかに落札決定通知書（様式第10号）により落札者に通知するものとする。この場合において、低入札調査対象者に対しては、低入札調査要綱第5条第3項各号の条件を履行することを求めるものとする。

6 前項までの規定により落札者が決定しないときは、第3条第4項の規定に基づき提出された技術提案報告書の審査を指名審査委員会において行い、当該審査に合格した者の中から入札参加者を選定し、入札条件を検討した上で時期を改めて別に入札を実施するものとする。

（意見聴取）

第7条 総合評価入札の執行に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項及び第5項の規定に基づき、学識経験を有する者からの意見聴取を行うものとする。

2 市長は、前項の意見聴取をしようとするときは、西海市総合評価審査委員会（平成21

年西海市告示第 46 号。以下「総合評価審査委員会」という。) に対し、総合評価の審議依頼について(様式第 11 号)により依頼するものとする。この場合において、工事概要書(様式第 12 号)及び関係書類により審査を受け、その回答を総合評価に関する意見について(回答)(様式第 13 号)により受けた後に、入札を執行するものとする。

3 市長は、前項の総合評価審査委員会からの回答で、落札決定基準等に改善が必要であるとの意見があったときは、改善をした後に入札を執行するものとする。

4 第 1 項の意見聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、第 2 項の総合評価の審議依頼についてにより意見を聴き落札を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第 8 条 入札結果については、落札者決定後遅滞なく公表するものとし、総合評価入札結果表(高度技術提案型)(様式第 14 号)により、入札を開札した日から起算して 1 年が経過する日の属する月の末日まで総務部総務課において閲覧に供するものとする。

(入札の無効又は契約の解除)

第 9 条 開札日の翌日から落札決定日までの間に、資格審査により配置予定の技術者が専任で配置できないことが判明した者の行った入札は無効とする。ただし、配置予定技術者と同等以上の資格者を配置でき、配置予定技術者変更承認願(様式第 15 号)により市長の承認を受けたときは、当該入札を有効とし、配置予定技術者の変更承認について(様式第 16 号)により通知するものとする。

2 落札決定の通知後、配置予定技術者が現場に配置できないことが判明した場合には、落札決定を取り消し、又は契約を解除するものとする。ただし、配置予定技術者と同等以上の資格者を配置でき、前項の配置予定技術者変更承認願により市長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 落札決定の通知前で入札の無効となったときは、次の順位の者を審査し落札者として決定できるものとし、それ以外のときは、再入札を行うものとする。

4 市長は、前項までの規定により、入札の無効決定若しくは落札決定の取消しを受け、又は契約を解除された者については、入札金額の 100 分の 5 に相当する額の損害金を請求するものとし、併せて、西海市建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成 17 年西海市訓令第 45 号)に基づく処分の措置を取るものとする。

附 則(平成 21 年 9 月 16 日西海市告示第 59 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成 21 年 10 月 13 日西海市告示第 65 号)

この告示は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日西海市告示第 28 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 9 月 15 日西海市告示第 58 号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 27 日西海市告示第 30 号）

この告示は、告示の日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条、第4条関係）

落札決定基準

1 し尿処理施設の審査項目及び配点

審査項目			配点
技術提案書	一般要求事項 (技術提案全体)	設計仕様書と発注仕様書の整合性に関する事項	5点
		設計計算書と発注仕様書の整合性に関する事項	5点
		図面類と発注仕様書の整合性に関する事項	5点
		工事施工計画と発注仕様書の整合性に関する事項	5点
		小計	20点
	特定要求事項 (特定テーマ)	施設計画に関する事項	10点
		プラント機能の安定化対策に関する事項	10点
		環境への配慮に関する事項	10点
		施設運営管理計画に関する事項	20点
		維持管理費用に関する事項	20点
	小計		70点
技術提案書の配点 計		90点	
入札書	工事費用の提案内容	入札価格に関する事項	40点
配点合計			130点

2 技術提案書の審査の方法

① 一般要求事項

(ア) 評価段階及び評価内容

評価段階	一般要求事項の評価内容	点数化方法
A	当該審査項目において、発注仕様書を全て満足している。	配点 × 1.00
B	当該審査項目において、発注仕様書との不整合箇所が2以下であるが、改善が確認できる。	配点 × 0.75
C	当該審査項目において、発注仕様書との不整合箇所が3以上5未満であるが、改善が確認できる。	配点 × 0.50
D	当該審査項目において、発注仕様書との不整合箇所が5以上であるが、改善が確認できる。	配点 × 0.25
E	当該審査項目において、発注仕様書との不整合箇所が一部に認められ、その改善が確認できない。	配点 × 0

備考 技術提案書の配点は、総合評価審査委員会委員の平均点とし、小数点以下第3位を四捨五入する。

(イ) 評価の視点

審査項目	評価の視点
------	-------

設計仕様書と発注仕様書の整合性に関する事項	①各審査項目に対応する技術提案内容が、発注仕様書を満たしていることを評価の基本とし、その場合に配点の100%を付与する。 ②発注仕様書との不整合箇所が認められる場合には、その度合いに応じて減点する。 ③発注仕様書に対する重大な不整合箇所が認められる場合、不決定とする。
設計計算書と発注仕様書の整合性に関する事項	
図面類と発注仕様書の整合性に関する事項	
工事施工計画と発注仕様書の整合性に関する事項	

② 特定要求事項

(ア) 評価段階、評価内容

評価段階	特定要求事項の評価内容	点数化方法
A	当該審査項目において、大変優れている。	配点×1.00
B	当該審査項目において、やや優れている。	配点×0.75
C	当該審査項目において、一定の評価ができる。(標準)	配点×0.50
D	当該審査項目において、やや劣っている。	配点×0.25
E	当該審査項目において、大変劣っている。	配点×0

備考 技術提案書の配点は、総合評価審査委員会委員の平均点とし、小数点以下第3位を四捨五入する。

(イ) 評価の視点

審査項目	評価の視点	
施設計画に関する事項	施設内配置計画、車輛動線計画	①各審査項目に対応する技術提案内容が、具体的に示され、妥当性を有し、かつ実現可能なものであるかを評価の基本とし、一定の評価ができる場合、配点の50%を付与する。 ②より優れた提案と認める場合に、配点の残りの50%を優秀の度合いに応じて加点する。 ③一定の評価ができない場合には、その度合いに応じて減点する。
	設備配置計画、作業動線計画	
	景観、周辺環境との調和	
	施工計画	
プラント機能の安定化対策に関する事項	水処理設備の安定化対策	
	助燃剤製造設備の安定化対策	
	脱臭設備の安定化対策	
環境への配慮に関する事項	環境保全への配慮	
	省エネルギー・省資源化への取組	
	地球温暖化防止への配慮	
	工事期間中の周辺環境対策	
施設運営管理計画に関する事項	運転管理体制、人員	
	安全管理計画	
	保全管理計画	
維持管理費用に関する事項	維持管理費	
	点検補修費	

### 3 入札価格の点数化方法

$$\text{価格点数} = (1 - \text{入札者の入札価格} \div \text{予定価格}) \times 40 \text{点} + 10 \text{点}$$

備考 価格点数は、最高点を40点とし、小数点以下第3位を四捨五入する。

様式第2号（第3条関係）

総合評価入札参加届出書（高度技術提案型）

年 月 日

西海市長

様

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名



下記工事の総合評価入札に参加をしたいので、関係書類を添え届け出ます。

記

1. 工事番号 : 第 号

2. 工事名 : 工事

3. 工事場所 : 西海市 町 地内

4. 関係書類（入札説明書に規定する書類）

様式第5号（第3条関係）

技術提案報告書

年 月 日

西海市長 様

住所  
商号又は名称  
代表者職氏名



下記工事に係る技術提案書及び参考見積書を提出します。

記

1. 工事番号 : 第 号
2. 工事名 : 工事
3. 工事場所 : 西海市 町 地内
4. 技術提案書及び参考見積書 : 別添のとおり



工事概要書

1. 年度
2. 工事番号
3. 工事名
4. 工事箇所
5. 工事日数
6. 目的

7. 工事概要

- |             |        |
|-------------|--------|
| 8. 評価項目及び配点 | 別添のとおり |
| 9. 位置図      | 別添のとおり |
| 10. 平面図     | 別添のとおり |
| 11. 標準断面図   | 別添のとおり |
| 12. 写真等     | 別添のとおり |

配置予定技術者変更承認願

西海市長 様

住所

商号又は名称

代表者名 印

下記工事について、配置予定技術者の変更をする必要を生じたので、承認願います。  
なお、変更に係る配置予定技術者は、同等以上の資格者であることを申し添えます。

記

- 1 工事番号 第 号
- 2 工事名 工事
- 3 工事場所 西海市 町 郷地内
- 4 工期 日間（ 年 月 日限り）
- 5 添付書類
  - 1) 配置予定技術者の過去 5 年間の施工経験及び資格